

統括管理のための チェックポイント

社団法人 日本土木工業協会

目 次

まえがき	1
参考図書	2
1 統括管理責任と事業者責任	3
2 安全衛生管理体制	3
3 計画管理	4
4 日常管理	4
5-1 三大災害の防止（墜落災害の防止）	5
5-2 同上（重機関連災害の防止）	5
5-2（1）移動式クレーンの災害防止	5
5-2（2）くい打（抜）機の災害防止	6
5-3 三大災害の防止（土砂崩落災害の防止）	6
6-1 公衆災害の防止（交通対策）	7
6-2 同上（近隣対策）	7
6-3 同上（飛来・落下災害の防止）	8
7 建設副産物対策	8
〔参考資料〕 監督署臨検時の主な指導事項	9
〔参考資料〕 平成 15 年 5 月 「指名停止等の処分基準」 （公衆危害及び工事関係者事故による） 平成 18 年 1 月 「営業停止等の処分基準」 （公衆危害及び工事関係者事故による）	
中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル	11
〔参考資料〕 悪天候解釈例規	14

はじめに

厚生労働省が毎年発表している労働災害の統計によると、建設業の労働災害の発生状況は、他産業に比べて極めて高い比率を占めている。特に死亡災害は、就業者数が 8.6% であるのに対して、毎年約 34% を占めている状況で、このことは建設業がいかに危険性の高い産業であるかを示すものであり、社会的な責任を問われている憂慮すべき課題の一つとなっている。遡ると、昭和 63 年、建設業の重大災害が頻発し死亡災害が、それまでの逐年減少の傾向から再度千人の大台を超したことから、平成元年 2 月、労働大臣より建設業関係 10 団体の首脳に対し、災害防止について異例の要請がなされた。これを契機に土工協では、平成元年から年間恒例の行事として工事繁忙期の 11 月に会員会社の工事現場を対象に「災害防止対策特別活動」を実施することにした。

本特別活動の一環として、会員会社に責務が課せられている統括管理の履行徹底を周知することを目的に、土工協安全・労働委員会が最初に手がけたのが、「統括管理のチェックポイント」の作成であり、会員各社の要請を受け改訂を重ねながら今日に至っている。

この度の改訂に当たり、統括管理のテキストとして広く知られている、建設業労働災害防止協会が発行する「統括管理の手引き」との重複部分は省いたが、統括安全衛生責任者（作業所長）が日常行う具体的な統括管理の要点および、公衆災害防止対策、建設副産物対策等も加え、また参考となる図書の発行所等の電話番号も添付した。

ぜひ身近において、作業の打合せ、現場巡視、部下や協力業者の指導などにあたる時、有効にご活用いただき適切な統括管理の履行により、災害防止活動の成果が上がることを期待している。

参考図書

図書名	編集・発行	T E L
現場管理者のための統括管理の手引き	編集・発行 建設業労働災害防止協会	03-3453-8201
土木工事安全施工技術指針	監 修 国土交通省大臣官房技術調査課 発 行 (株) 全国建設技術協会 発 行 (社) 全国土木施工管理技士会連合会	03-3808-1547 03-5570-9637
建設工事公衆災害防止対策要綱の解説 土木工事編	監 修 国土交通省総合政策局建設業課 編 集 (社) 国土開発技術研究センター 発 行 (株) 大成出版社	03-3321-4131
建設副産物適正処理推進要綱の解説	監 修 国土交通省総合政策局建設業課ほか 編 集 建設副産物リサイクル広報推進会議 発 行 (株) 大成出版社	03-3321-4131
中央公共工事契約制度運用連絡協議会 指名停止モデルの解説	編 著 工事契約制度研究会 発 行 新日本法規出版(株)	052-211-1525
工種別職長安全チェックポイント	編集・発行(社) 日本土木工業協会 安全・労働委員会	03-3552-3201
土木工事における災害事例集 I . .		
坑内粉じん作業衛生管理の手引き		
建設工事交通事故防止対策指針ほか	編集・発行 五団体合同安全公害対策本部	03-3551-8812
地下埋設投物事故防止のための留意事 項と事故例ほか		
火薬類管理自主基準ほか		
産業廃棄物の適正処理についての手引 ほか		

1 統括管理責任と事業者責任

項目	細目	基準	コメント
統括安全衛生管理体制	・作業所長の立場	・元方事業者、特定元方及び注文者の立場での作業所長が責任を負う。	・安衛法では建設工事の元請業者に対して、各種の義務を課しており、建設現場でその義務を履行すべき者は、その現場で施工管理の責任と権限を有している元請の作業所長である。
	・特定元方事業者の責務	2.「安全衛生管理体制」参照	(趣旨)建設工事の元方事業者は、特定元方事業者として、一の場所で多数の関係請負人の労働者が混在して作業を行う場合に、相互の連絡・調整を十分に行うことによって労働災害を防止すること。 (安衛法 30 条 1 項)
	・元方事業者の責務	・関係請負人及びその作業員に対し、安衛法や安衛則等の法令に違反しないよう指導し、法令に違反している時は是正指示を行う。 (安衛法 29 条) ・関係請負人の労働者が一定の危険な場所において作業を行う場合に、安全を確保するための技術上の指導その他の必要な措置を行わなければならない。 (安衛法 29 条の 2)	(指示・指導義務事項の具体例) ・就業制限業務(有資格か) ・特別教育(修了者か) ・作業主任者、作業指揮者、監視人、誘導者(適正に配置されているか) (一定の危険な場所とは) ・土砂等の崩壊により危険を及ぼすおそれのある場所 ・基礎工用建設機械又は移動式クレーンが転倒するおそれのある場所 ・架空電線に接近することにより感電するおそれのある場所 ・明り掘削作業を行わせる場所において、埋設物、擁壁等が損傷するおそれのある場所 (安衛則 634 条の 2)
	・注文者の責務	・元請業者(注文者)が協力会社の作業員に建設物、設備又は原材料を使用させるときは、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 (安衛法 31 条)	(建設物、設備、原材料の代表例) ・ずい道等、ずい道型枠支保工、物品揚卸口等、仮設通路、足場、クレーン等
	・事業者責任の負担者	・安衛法上の事業者責任は、作業員を雇用する会社にあり、具体的には協力会社の作業所長、職長が事業者責任を負う。	・安衛則の多くの規定は、「事業者は～しなければならない」と定めている。 (例 高所作業での墜落防止措置義務)

2 安全衛生管理体制

項目	細目	基準	コメント
統括安全衛生管理体制	・現場安全衛生管理組織	・現場と本社(支店)との組織的関連が明確になっているか。	・「1. 統括管理責任と事業者責任」参照
	・統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者	・統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者が選任されているか。 ・統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者の職務は明確になっているか。	・不在時は代理者を選任していること。
	・安全衛生責任者	・安全衛生責任者は選任されているか。	・後次の協力会社まで選任されていること。 ・現場に常駐していること。
	・安全衛生協議会	・すべての関係請負人が参加する協議組織となっているか。 ・月 1 回以上開催しているか。	・当月及び翌月の入場会社はすべて参加していること。 ・議事録を保管しておくこと。
	・連絡、調整	・混在作業の連絡、調整は適切になされているか。	・毎作業日の安全工程打ち合せで連絡、調整を行うこと。
	・教育の指導、援助	・協力会社の教育に対する指導、援助は適切になされているか。	・教材、場所等の提供を行うこと。 ・必要に応じて、元請自ら教育指導を行うこと。
	・緊急体制、防火体制等	・緊急時の連絡体制、対応体制はできているか。 ・救護、避難体制はできているか。	・役割分担を明確にしておくこと。 ・現場内に周知しておくこと。
	・事業者が継続的に 行う自主的な安全衛生活動の促進	・「安全衛生マネジメントシステムに関する指針」による。	・同指針に基づき事業所における安全衛生の水準の向上に資すること。

項目	細目	基準	コメント
統括管理責任	・作業所長の立場	・元方事業者、特定元方事業者及び注文者の立場での作業所長が責任を負う。	・安衛法では建設工事の元請業者に対して、各種の義務を課しており、建設現場でその義務を履行すべき者は、その現場で施工管理の責任と権限を有している元請の作業所長である。
	・特定元方事業者の責務	2. 「安全衛生管理体制」参照	(趣旨) 建設工事の元方事業者は、特定元方事業者として、一の場所で多数の関係請負人の労働者が混在して作業を行う場合に、相互の連絡・調整を十分に行なうことによって労働災害を防止すること。 (安衛法 30 条 1 項)
	・元方事業者の責務	・関係請負人及びその作業員に対し、安衛法や安衛則等の法令に違反しないよう指導し、法令に違反している時は是正の指示 (安衛法 29 条) ・関係請負人の労働者が一定の危険な場所において作業を行う場合に安全を確保するための技術上の指導その他の必要な措置を行わなければならない。 (安衛法 29 条の 2)	(指導・指示義務事項の具体例) ・就業制限業務(有資格か) ・特別教育(修了者か) ・作業主任者、作業指揮者、監視人、誘導者(適正に配置されているか) (一定の危険な場所とは) ・土砂等の崩壊により危険を及ぼすおそれのある場所 ・基礎工専用建設機械又は移動式クレーンが転倒するおそれのある場所 ・架空電線に接近することにより感電するおそれのある場所 ・明り掘削作業を行わせる場所において、埋設物、擁壁等が損傷するおそれのある場所 (安衛則 634 条の 2)
	・注文者の責務	・元請業者(注文者)が協力会社の作業員に建設物、設備又は原材料を使用させるときは、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 (安衛法 31 条)	(建設物、設備、原材料の代表例) ずい道等、ずい道型枠支保工、物品揚降口等、架設通路、足場、クレーン等
事業者責任	・事業者責任の負担者	・安衛法上の事業者責任は、作業員を雇用する協力会社にあり、具体的には、協力会社の作業所長・職長が事業者責任を負う。	・安衛則の多くの規定は、「事業者は……しなければならぬ。」と定めている。 (例、高所作業での墜落防止措置義務)

3 計画管理

項目	細目	基準	コメント
作業所安全衛生管理計画	・本、支店の安全衛生管理計画の周知と整合性 ・策定と実施状況	・安全衛生協議会、職長会等で周知されている。 ・本・支店計画や工事の特性を踏まえ、方針、重点施策を明確に定め、月間または週間計画に盛り込まれ具体的に展開し実施されている。	・年度計画および全国安全週間・労働衛生週間等のキャンペーン計画を含む。 ・年度計画には、本、支店作業所の計画に下記行事等も含めて作成する。 ・厚生労働省「全国安全週間および準備期間」6・7月 ・「全国衛生週間および準備期間」9・10月 ・建災防「年末・年始災害防止活動」12・1月 「年度末災害防止活動」3月 ・土工協「災害防止対策特別活動」6月 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」10月
工事計画	・策定と審査 ・内容変更への対応	・施工方法、安全性を事前に十分調査検討の上、関係者の審査を受けている。 ・関係官庁への届出、内容変更への対応が確実に行われている。	・関係法令・安全衛生基準の適合、提出漏れの有無、提出期限の遵守、計画変更による変更届等含む。 (安衛法 88 条・89 条・89 条の 2)
施工計画	・策定と実施状況	・施工条件の把握、近隣周辺への対応、仮設・資材・工程計画および各工程の工事計画等を踏まえて策定され実施されている。	・使用する設備、機械、作業方法、作業手順、有害業務に対応した安全衛生教育、有資格者の配置計画を含む。
工程別安全衛生管理計画	・全工期・月間・週間	・それぞれに重点管理事項、各種行事等が盛り込まれ具体的に展開し、実施されている。 ・計画の作成、実施、評価及び改善に労働者等の意見を反映させる。	・全工期(工程別)安全衛生管理計画表 月間安全衛生管理計画表 週間安全衛生管理計画表

4 日常管理

項目	細目	基準	コメント
安全施工サイクル等	<ul style="list-style-type: none"> 朝礼・安全ミーティング 現場巡視、作業打合せおよび作業指示 就労者の確認と適正配置 	<ul style="list-style-type: none"> 併せてKY活動も行われているか。 一日1回以上の現場巡視と指示事項の記録。 作業内容、作業間の連絡調整、安全衛生指示事項の確認と記録。出席者全員のサイン。 新規入場時教育、雇人時の健康診断の確認。就労人員の確認。作業主任者の配置を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> マンネリ化防止 安衛法 30 条 1 項 3 号 安衛法 30 条 1 項 2 号 坑内粉じん作業については充分配慮する。
仮設備の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 点検整備・実施・変更時の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 点検整備体制（時期・方法）が確立され、実施の確認が行われているか。 作業の進捗に設備がついていっているかの確認。 他の請負業者と共同で使用する場合の責任分担の明確化。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業終了後の原形復旧の確認。 書面で行う。
機械の管理	<ul style="list-style-type: none"> 持込機械 保守管理 組立解体 レンタル機械・協力会社への貸与 他の請負業者への貸与 持出し時 	<ul style="list-style-type: none"> 持込み・使用届を提出させ、機種・性能が適切かの確認。 点検整備状況の確認。 計画書に基づく事前確認。作業指揮者の直接指揮による。 機械性能の書面による提出。 資格の確認。点検の確認。 責任分担の明確化。 持ち出し報告。重機持ち出し時の安全対策。 	<ul style="list-style-type: none"> 小型機械・電動機械は漏れがないよう注意する。 カバーがついているか。 始業・定期・自主点検を行う。 「解体は組立の逆」ではない。 オペの資格確認と作業内容の説明を行う。 書面で行う。
職場環境	<ul style="list-style-type: none"> 事務所 場内 標識 	<ul style="list-style-type: none"> 明るい職場環境の創出。 整理整頓 適切な数と掲示場所。 	<ul style="list-style-type: none"> 「快適職場推進計画事業場」の認定を促進する。

5-1 三大災害の防止(墜落災害の防止)

項目	細目	基準	コメント
墜落災害の防止	高所作業	高さ2m以上の墜落危険作業箇所には、すべて作業床を設けて作業している。	<ul style="list-style-type: none"> 安衛則 518 条 2m未満の箇所でも作業床を設けることが望ましい。 「手すり先行工法に関するガイドライン」適用の推進
	開口部等	高さ(深さ)が2m以上の作業床の端、開口部など墜落危険箇所には、囲い、手すり、覆い、などを設けて作業している。	<ul style="list-style-type: none"> 安衛則 519 条 2m未満の箇所でも、囲い等の墜落防止設置をすることが望ましい。 開口部には注意標識を必ず設置する。
	安全帯等	高所作業の作業床、開口部の囲い等を設けることができないとき、又は作業の必要上臨時に取外すときは、防網、親網等を張り、作業員に安全帯を使用させている。	<ul style="list-style-type: none"> 安衛則 518 条 2 項、519 条 2 項、521 条
	昇降設備	高さ(深さ)が1.5mを越える箇所には 階段、梯子等の昇降設備を設置している。また、その設置場所は適当であり、かつ、数は十分設置されている。	<ul style="list-style-type: none"> 安衛則 526 条 高齢作業員のために、1.5m 以下でも昇降設備を設置することが望ましい。

5-2 三大災害の防止(重機関連災害の防止)

項目	細目	基準	コメント
重機関連災害の防止	・重機作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質及び工程に適合した重機械の選定及び配置機械が適切である。 ・車両系建設機械・移動式クレーンの作業工程・機械配置等計画通り作業している。 ・運行経路、制限速度及び立入禁止区域の設定及び作業指揮者の配置等が明確に措置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安衛法 30 条、安衛則 638 条の 3、638 条の 4 ・安衛則 154 条、155 条 ・クレーン則 66 条の 2 ・誘導者、見張人、玉掛者等の配置及び指揮命令系統、連絡・合図の方法、地下埋設物・架線の確認及び牛 - の保管等も含まれる。 (安衛則 151 条の 6、155 条、156 条、639 条)
	・運転中の災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒、転落又は接触による災害防止の措置がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安衛法 29 条の 2、31 条の 2、安衛則 157 条、158 条、634 条の 2

5-2 (1) 移動式クレーンの災害防止

項目	細目	基準	コメント
移動式クレーンの災害防止	・作業開始前の打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者により、作業前に作業方法について検討し、打合せがなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた責任者が中心となり、合図者、オペレーター、玉掛作業者と打合せをしている。 ・作業員の役割分担が明確になっている。 ・ク則 66 条の 2
	・移動式クレーンの選定	<ul style="list-style-type: none"> ・吊荷に見合った能力の機械を選定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吊荷の形状、重量等に即応している。
	・設置	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な安全装置を具備している。 ・地形、地質に適合した場所に設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な検査が完了しており、過負荷防止装置、通巻防止装置等は有効に作動している。(ク則 55 条) ・あらかじめ、地盤の状況について調査確認されている。 ・アウトリガーが適正に張り出され、軟弱な地盤では敷鉄板等を敷いている。
	・運転中の災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーター及び玉掛作業者には有資格者を従事させている。 ・吊具等は適正な物が使用されている。 ・所定の合図に従って運転されている。 ・作業半径内への立入禁止措置がとられている。 ・工事現場周辺の安全確保がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン免許所持者及び玉掛技能講習修了者が従事している。(ク則 68 条、221 条) ・巻き上げ用及び玉掛け用のワイヤロープは事前点検され、損傷のない物が使用されている。(ク則 215 条、217 条) ・統一された合図方法によって運転され、機械の性能に見合った運転操作がなされている。(ク則 71 条) ・バリケート等の設置又は監視大の設置がなされている。(ク則 74 条、74 の 2 条) ・機械の設置位置の配慮(架空電線等)、一般行人の迂回等の措置がとられている。
・移動式クレーンの組立	<ul style="list-style-type: none"> ・作業指揮者が選任され、その者の指揮により作業が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員の役割分担が明確になっている。 ・ク則 33 条 	
・解体			

5-2 (2) くい打(抜)機の災害防止

項目	細目	基準	コメント
くい打(抜)機の災害防止	・安全施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・安全施工計画が作成され、着工前に検討がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス導管、地中電線路等の地下埋設物が確認されており、管理者の立ち会いを受けている。(安衛則 194 条) ・隣地、特に一般住宅との近接場所での作業では適正な養生がなされている。 ・架空電線等への必要な措置がなされている。 ・安衛則 155 条
	・くい打機の移動設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地質地盤に対する配慮がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ地質及び地盤の状況について調査確認をしている。 ・くい打機の転倒防止に必要な地盤改良、敷材、整地等が適切に行われている。 ・安衛則 173 条
	・作業開始前の打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画(作業手順書)が作業員に周知徹底、遵守されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員の役割分担が明確になっている。 ・安衛則 155 条

	<ul style="list-style-type: none"> ・運転中の災害防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・くい打機の運転には有資格者の熟練者を従事させている。 ・作業開始前の点検がなされている。 ・作業責任者があり、その指揮のもとにくい打機の作業が行われている。 ・適正な立入禁止措置がなされている。 ・強風雨等の悪天候時は作業を中止している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機体重量3t未満特別教育修了者 (安衛則36条) ・機体重量3t以上、技能講習修了者 (令20条の12) ・安衛則170条 ・一定の合図及び合図者を定めて作業を行っている。(安衛則189条) ・運転者が運転位置から離れるときは、くい打機に荷重をかけていない。(安衛則186条) ・牛-の保管は確実にされている。・つり込み用つかみ金具又は玉掛けワイヤは適正な強度を有し、抗、矢板等と確実に連結している。(安衛則177条) ・誘導者、監視人が適正に配置されている。(安衛則158条) ・参照「悪天候解釈例規 JP42～43 参照
	<ul style="list-style-type: none"> ・くい打機の組立解体変更移動 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業指揮者が選任され、その者の指揮により作業が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・くい打機を現場に搬入・搬出する際は、適正な場所、方法で行っている。(安衛則161条) ・組立後の点検が行われている。(安衛則190条・192条)
	<ul style="list-style-type: none"> ・検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査が確実にされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期自主検査 (安衛則167条～169条) ・特定自主検査 (1年毎1回) (安衛則169条の2)

5-3 三大災害の防止(土砂崩壊災害の防止)

項目	細目	基準	コメント
掘削	掘削作業計画による実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地山の事前調査の結果を踏まえ、掘削の時期、順序を適正に定めて施工している。 ・10m以上の地山掘削は、建設工事計画届が必要。 ・作業箇所及び、周辺地山について点検と測定を実施し、記録を取り、その記録から情報を得て掘削作業を行っている。 ・大雨及び地震の後は点検頻度を高めて異常の早期発見に努めている。 ・作業箇所は、適正(安全)なこう配が確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・形状、地質の状態、古裂、埋投物等の有無及び状態をボーリング等により調査し、掘削の時期及び順序を定める。 ・(安衛法29条の2、安衛則355条、634条の2) ・安衛法88条 ・安衛則358条 ・参照「悪天候解釈例規 P42～43 ・安衛則356条、357条・作業主務者は、場所毎に選任し、直接指揮が必要(安衛則359条、360条)
	崩壊防止と立入禁止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊しやすい表土除去、法肩の防護措置等崩壊防止措置が取られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安衛法29条の2、安衛則361条、634条の2
土止め支保工	組立て計画に基づく実施	<ul style="list-style-type: none"> ・土止め支保工の組立ては、前もって作成された組立図によって実施している。 ・土止め支保工の使用材料は、確実に取りつけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組立図 (安衛則370条) ・作業主任者は、場所毎に選任し、直接指揮が必要。(安衛則374条、375条) ・部材の取付け等 (安衛則371条)
	点検、測定と記録	<ul style="list-style-type: none"> ・土止め支保工は、点検をし、必要に応じて測定を実施し、記録を取り、その記録から情報を得て支保工作業を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検、記録 (安衛則373条)

6-1 公衆災害の防止(交通対策)

項目	細目	基準	コメント
交通対策	運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者、警察、道路管理者との打合せを着工時及び随時実施され、記録もある。 ・地域の事情に即応した速度制限を定め、守られている。 ・積載制限を守り、落下飛散防止対策シート、覆い等の措置がなされている。 ・非常用信号、タコメーター、自重計は全車に備えつけられ、良好に機能している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全車任意保険に加入している。 ・ダンプトラックの修理点検の際の安全支柱を備えつけている。 ・タイヤの清掃を行っている。 ・過積載による違法運行の防止対策がなされている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行の管理体制が確立されている。 ・運転日誌を確実に記入し、元請、協力業者とも把握している。 ・運行ルート、土取場、土捨場については、絶えずその状況を確認している。 ・踏切については、関係当局との打合せがなされ、安全施設の措置と教育された警備員が配置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行ルートは事前に路線踏査を行い、運行計画書を作成し、周知を図っている。 ・一回ごとの出発到着時刻を記入するような日誌が望ましい。 ・特に産業廃棄物については、不法投棄に留意する。 ・第3種（警報だけ）第4種（無人）踏切は、鉄道管理者と事前又は随時打合せが必要である。 ・特に工事専用踏切を設けた場合、設置場所について鉄道管理者との相談打合せが必要である。
--	---	---	---

6-2 公衆災害の防止(近隣対策)

項目	細目	基準	コメント
近隣対策	・工事内容の説明	・地元との話し合いは、資料により説明会が開催され、住民協定を結んでいる。	・工事説明用掲示板、担当責任者の明示、打合せ簿を整備する。
	・公衆の安全確保	・立入禁止の措置がなされ、歩行者通路が確保されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲、手摺、バリケード、トラロープ、看板、標識、ロードフェンス、照明灯、保安灯の設置と、誘導員の配置、整理整頓清掃等日常点検を行う。 ・車両の出入口等は、明示して必要により誘導者を配置する。
	・地下埋設物等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・飛来落下防止の措置がなされている。 ・着工前に地下埋設物及び近隣家屋等の調査と日常点検が実施され、緊急時の通報制度が確立されている。 ・地下埋設物の調査、施工、防護等について、地下埋設物管理者の立合いがなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落下防止網、落下防止柵、飛散防止シート等の日常点検を行う。 ・上・下水道管、ガス管、電線管、通信ケーブル及び構築物等管理者および連絡先を明示する。
	・道路の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用、使用許可の申請がなされており、許可条件（期間、時間等）も遵守されている。 ・作業帯の確保がなされている。 	・予告、一方通行、通行止、進入禁止等の標識の設置、黄色注意灯、セーフティコーン、照明、保安柵等により確保され、監視人の配置、巡回点検が行われている。
	・特定建設作業の届出	・特定建設作業実施届出書の提出がなされており、届出条件（期間、時間等）が遵守されている。	・騒音、振動等の環境保全対策がなされている。

6-3 公衆災害の防止(飛来・落下災害の防止)

項目	細目	基準	コメント
構造物の落下災害防止 高所作業	・仮囲い	・高さ1.8m以上の仮囲いが設けてある。	・建設構造物の高さが4m以上のときは、必ず設けている。 ・仮囲いが交通の支障になるときは、金網など透視の利くものになっている。
	・機材の集積	・必要な機材等は地面上に集積している。 ・作業の必要上、高所に機材等を集積したときは、落下、倒壊に対する配慮が十分なされている。 ・悪天候時は飛散防止シート等の対策を行う。 ・悪天候とはP42～43参照。	・作業に必要な機材等は高所に放置しない。 ・既設構造物の端2m以上離して集積している。 ・過過重にならないよう分散して集積している。 ・安定した置き方をしている。 ・集積の時期を誤らないようにしている。 ・長物をたてかけていない。 ・風等で動かされる恐れのあるもの、転がる恐れのあるもの等は緊結されている。 ・ボルト、ナット類は袋箱などに入れてある。
	・落下物に対する防護	・飛来落下防止の措置がなされている。 ・着工前に地下埋設物及び近隣家屋等の調査と日常点検が実施され、緊急時の通報制度が確立されている。 ・地下埋設物の調査、施工、防護等について、地下埋設物管理者の立合いがなされている。	・落下防止網、落下防止柵、飛散防止シート等の日常点検を行う。 ・上・下水道管、ガス管、電線管、通信ケーブル及び構築物等管理者および連絡先を明示する。

7 建設副産物対策

項目	細目	基準	コメント
建設副産物対策	・関係者の基本責務	・発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備、協力業者への指導等を行う。	・現場の状況等を踏まえた発注者への必要な提案、協議（要綱第5） ・建設副産物対策の内容に冠する職員、協力業者への周知徹底（要綱第5）
	・工事現場の管理体制	・現場における責任者を明確にするとともに、現場担当者の十分な教育と協力業者の周知徹底を行う。	・再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画の作成（要綱第7、8、利用判断基準令8条、利用促進判断基準令7条）
	・工事現場等における分別及び保管	・建設発生土については、廃棄物が混入しないような措置を講じる。 ・建設廃棄物については、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の分別を行う。 ・保管に際しては、周辺環境へ影響を及ぼさないよう注意する。	・発生時における発生土と廃棄物の分別、ストックヤードにおける仕切りの設置（要綱第12） ・汚染土の取り扱いには特に注意（要綱第12） ・再資源化可能な廃棄物の分別（要綱第16） ・混合廃棄物排出の抑制（要綱第16） ・弁当がら等一般廃棄物、安定型廃棄物、それ以外の廃棄物の分別の徹底（要綱第16） ・保管基準等の遵守（要綱第12、16、廃掃規則8条）
	・運搬	・運搬経路の適切な設定、車輛及び積載量の適切な管理を行う。 ・積替え等を行う際は関係者等と打合せを行う。	・過積載の防止（要綱第13、18道交法57条、道交令22条） ・廃棄物運搬の委託に際しては、許可の確認（要綱第18、廃掃法12条、廃掃令第6条2、廃掃規則8条2、3） ・運搬経路の実態を把握する。（要綱第13、18） ・不適正な積替え・保管を行う恐れのある業者との契約の禁止（要綱第18）
	・処理の委託	・収集運搬、処分業者とそれぞれ文書で個別に直接契約をする。 ・産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理表（マニフェスト）を交付する。	・法令で定めた記載事項の記入（要綱第17、廃掃法第12条、廃掃令第6条2、廃掃規則第8条2、4） ・法令で定めた記載事項の記入、処分の確認及び保安管理（要綱第17、廃掃法第12条3、4、廃掃規則第8条19、20、25～28）

	・有害廃棄物等の処理	・特別管理産業廃棄物の処理 ・特殊な廃棄物の処理	・飛散性アスベスト、PCB含有廃棄物等の処理については、法令で定めた処理基準に従う（要綱第27、廃掃法第12条2、廃掃令第6条4、5、廃掃規則第8条6～18） ・蛍光管、塗料の付着した缶、複合素材、フロン等は専門の処理業者に委託するなど取り扱いに注意する。（要綱第28）
--	------------	-----------------------------	--

参考資料 I

8 監督署臨検時の主な指導事項

1. 元方事業者の講ずべき措置

- ・関係請負人に法律に違反しないよう必要な指導・是正のため必要な指示を行うこと。
(安衛法第29条1・2項)
- ・安全衛生協議会組織がすべての関係請負人で構成（又は参加させて）して行うこと。（安衛法第30条）
- ・安全衛生協議会は定期的を開催すること。（安衛法第30条）
- ・異常時に行う避難等訓練、警報等を統一的に定め、関係請負人に周知すること。（安衛則第389条の11）
- ・工事計画書に変更が生じた場合は、必ず変更届を提出すること。（安衛法第88条）
- ・「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」の趣旨について関係請負人に周知を図ること。
- ・坑内入場者の確認ができる措置を講じること。

2. 足場、開口部、通路、昇降設備、作業床等

- ・有効な手摺（又は一部に）を設置すること。（安衛則第563、655条）
- ・有効な立入禁止措置をすること。
- ・有効な墜落防止措置を講ずること。（親綱・ネット・囲い等）
- ・床の幅は40cm以上確保すること。
- ・床材間の隙間が3cm以下とすること。（安衛則第563、655条）
- ・最大積載荷重の表示（又は見やすい場所に）をすること。（安衛則第562条）
- ・外部足場作業床端部に墜落防止措置（手摺等）をすること。（安衛則第563、655条）
- ・外部足場作業床には資材、重量物等は置かないこと。（不要物は撤去）
- ・外部足場脚部の根からみと沈下防止措置をすること。（安衛則第570、655条）
- ・開口部養生蓋ずれ止め防止と注意表示をすること。
- ・物品揚卸口に囲い、手摺、覆い等を設けていること。（安衛則第519、653条）
- ・架台足場（脚立等による）の足揚板は必ず緊結すること。（安衛則第528条）
- ・高さ（深さ）が1.5mを越える箇所には昇降設備を設けること。（安衛則第526条）

3. 型枠支保工

- ・支柱脚部の固定、滑動防止措置を講ずること。（安衛則第242条）
- ・基準（規格）に適合しているもの（ボルト・クランプ・サポートピン）を使用すること。（安衛則第242条）
- ・倒壊防止のための水平つなぎを設けること。（安衛則第242条）

4. 掘削、土止め支保工

- ・作業開始前に必ず定められた事項を点検すること。（安衛則第358条）
- ・7日以内ごとに必ず定められた事項を点検すること。（安衛則第373条）

5. クレーン、建設機械等

- ・クレーン等作業で作業半径内に作業員を立ち入らせないようにすること。（ク則第74条、74条の2）
- ・ポンプ車のブーム下に他の作業員を立ち入らせないこと。（ク則第171条の2）
- ・ポンプ車の特定自主点検を実施させること。（安衛則第169条の2）
- ・移動式クレーン等のアウトリガーの張り出しは完全にさせること。（ク則第70条の5）

- ・アウトリガー脚部下沈下防止養生をさせること。 (ク則第 70 条の 3、4)
 - ・小型移動式クレーンの過巻防止装置を設けること。 (ク則第 65 条)
 - ・移動式クレーンには検査証を備えつけさせること。 (ク則第 63 条)
-
- ・玉掛け作業には有資格者を就かせること。 (ク則第 221 条、222 条)
 - ・天井クレーンの運転で荷を吊ったままで運転位置から離れないこと。 (ク則第 32 条)
 - ・クレーン作業について合図を统一的に定め、また合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせること。 (ク則第 71 条)
 - ・バックホウのバケットを地上におろさず運転席を離れさせないこと。 (安衛則第 160 条)
6. 機械、工具等
- ・振動工具使用作業では、振動障害発生の予防について関係請負人に指導すること。
 - ・携帯用丸のこ盤の刃の接触予防措置(カバー)を有効な状態で保持すること。 (安衛則第 123 条)
 - ・持込機械(丸のこ盤他)の点検を確実に実施し、記録を保管すること。
7. 電気関係
- ・分電盤の行先表示をすること。
 - ・充電部を防護すること。
 - ・投光器、すずらん灯等にガ - ドを取り付けること。
 - ・配線が通路上にはわせてあり、極力架空配線とすること。
 - ・投光器をじか置にしないこと。
8. 爆発、火災
- ・アーク溶接ボルダの絶縁材の破損は取り替えること。
 - ・アセチレン、酸素ボンベに「空・充」表示をすること。
 - ・溶断作業に無資格者を就かせないこと。
9. 保護具
- ・アーク溶接作業に従事する労働者に呼吸用保護具(防じんマスク)を使用させること。
 - ・はつり作業に従事する労働者に安全靴、防じんマスクを使用させること。
 - ・有機溶剤作業に従事する労働者に有機ガス用マスクを使用させること。
10. ずい道、たて坑等
- ・入孔周囲に墜落防止措置を講ずること。
 - ・掘削箇所、周辺地山の可燃性ガスの有無等法定事項の観察結果を記録すること。
 - ・100m に達したとき、サイレン等の有効に作動を保持する警報設備を設けること。
 - ・法定の期間内ごとに 1 回避難、消火訓練を行うこと。
 - ・避難等の訓練に係る法定事項(実施日、受講者氏名、訓練内容等)を記録し、保存すること。
11. その他
- ・雇入れ時の健康診断を実施させるよう指導すること。
 - ・深夜業務に従事する労働者に 6 ヶ月に 1 回の定期健康診断を実施させること。
 - ・坑内への吸気ファンにフィルターを設置すること。
 - ・法 36 条の協定に定める時間外労働が限度を超えている。
 - ・関係請負人に対し、リスクアセスメントを実施するよう指導すること。
12. 指導事項に対する措置と事前送検
- ・労働基準監督署からの立ち入り検査で、「使用停止等分令書」「是正勧告書(甲)(乙)」「指導表」等の交付を受けた際は、即時改善又は是正を行い、期日前に報告書を提出することが望ましい。
 - ・法令の同一条文での違反が「使用停止等命令書」「是正勧告書(甲)」等により、繰り返し指摘を受けた場合

は、事故がなくても事前送検の対象となり得るので、指導事項の周知徹底、再発防止は重要である。

参考資料

[指名停止等の処分基準（公衆危害及び工事関係者事故による）]

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合わせ」
中央公共工事契約制度運用連絡協議会（平成 15 年 5 月 29 日）

別表第 1 当該部局の所管する区域内において生じた事故等に基づく措置基準より抜粋
（中央公共工事契約制度運用連絡協議会 指名停止モデルの解説より抜粋）

措置要件	指名停止期間
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
5 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	
7 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 ヶ月以内

別表第 1 関係の運用基準

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」

国地契第 127 号（平成 18 年 2 月 14 日）

二 事故に基づく措置基準（第 5 号から第 8 号まで）

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のイ又はロに該当する自由により生じた場合は、原則として、指名停止は行わないこと。

- イ 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
- ロ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入してきたことにより生じた事故等）

三 地方整備局発注工事における安全管理措置の不適切の判断（第 5 号及び第 7 号）

地方整備局発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、イの場合とすること。ただし、ロによることが適当である場合には、これによることができるものであること。

- イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
- ロ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

四 一般工事における事故における安全管理措置の不適切の判断（第 6 号及び第 8 号）

一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とすること。

1 公衆損害事故と工ホ関係者事故

このモデルでは、工事事故について、まず、公衆損害事故と工事関係者事故に分けている。公衆損害事故とは、工事の施工に伴い通行人等の第三者に対して損害を発生させた事故であり、工事関係者事故とは、建設工事の施工に伴い当該工事に従事している工事関係者、工事作業員等が事故に遭ったことをいう。そしてこのモデルでは、公衆損害事故を工事関係者事故に比べてより厳正に対応することとしている。

このことは、例えば同じ部局発注工事でも、公衆損害事故の場合は損害（軽微なものを除く。）を与えただけでも措置要件に該当するのに対して、工事関係者事故の場合は、単に損害を与えただけでは措置要件に該当しないこととしている。また、措置期間も、公衆損害事故の場合は1ヵ月以上6ヵ月となっているのに対して、工事関係者事故は2週間以上4ヵ月以内となっていることからわかる。

2 部局発注工事事故と一般工事事故

さらにこのモデルでは、工事事故を、自ら発注した部局発注工事に係る工事事故と、自発注工事以外の工事である一般工事に係る工事事故に分けて、部局発注工事はより厳正に対応している。例えば公衆損害事故についても、部局発注工事の場合には、公衆に死傷又は損害を与えたと認められるときとなっているが、一般工事の場合には同じような要件に加えて、当該事故が重大であると認められることを要件として挙げている。この場合、事故が重大であるかは安全管理上の過失の程度が重大であるとき、あるいは多数の死傷者を生じさせたとき等がこれに当たると考えられるが、具体的には個別事案に叩いて判断していく必要がある。

また、措置期間も同様に、同じ公衆損害事故であっても、部局発注工事であれば1ヵ月以上6ヵ月以内であるのに対して、一般工事の場合には1ヵ月以上3ヵ月以内となっている。

3 「施工に当たり」の意義

工事事故における「施工に当たり」とは、単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故などを含めた広い概念である。

4 「安全管理措置が不適切」と認められない場合

工事事故は、安全管理措置が不適切と認められる場合が多いと思われるが、建設業者の責任を問うことができないような原因により発生した工事事故については、当然のことながら措置の対象とはならず、この点は運用申合せ記6第2号で2つのケースをあげているところである。

これによると、事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合、例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等については、雇用者である建設業者に指名停止措置を耐ずるのは酷であるので、このような場合は指名停止の対象としないこととしている。もっとも、事故発生が安全運転の講習不実施、過労運転の強制などによるものであれば建設業者の責任は免れず、指名停止措置の対象となる。

また、不適切に当たらない事例としては、事故の原因が第三者の行為によるものと認められる場合である。例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故などをあげている。このような場合は、工事事故の発生が建設業者の安全管理措置が不適切であったことから生じたとは認められず、このため指名停止措置の対象とはしないこととしている。

5 部局発注工事事故における認定方法

部局発注工事における事故について指名停止を行おうとする場合、発注者は当該事故が発生した工事の契約当事者であり、請負契約の内容や現場の状況等についてかなり詳細に知ることができる立場にあることから、発注者自らが「安全管理措置が不適切」であったか否かを判断することとする。安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として運用申合せ記6第3号イ（発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合）の場合とする。

ただし、運用申合せ記6第3号ロ（当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合）によることか適当で有る場合には、これにより指名停止を行うこととしている。

6 一般工事事故における認定方法

一般工事における事故について指名停止を行う場合は、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められる場合である。しかしながら一般工事の場合、当該事故が発生した工事の契約当事者ではなく、契約の内容や現場の状況を知ることが困難であるため、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合指名停止を行うこととしている。

[営業停止等の処分基準（公衆危害及び工事関係者事故による）]

「建設業者の不正行為等に関する監督処分の基準の一部改正について」

国総建第 282 号（平成 18 年 1 月 4 日）より抜粋

三 監督処分の基準

1 基本的考え方

(1) 建設業法第 28 条第 1 項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減輕を行うことを妨げない。

(2) (1) 以外の場合において、建設業法の規定（第 19 条の 3、第 19 条の 4 及び第 24 条の 3 から第 24 条の 5 までを除き、入札契約適正化法第 13 条第 3 項の規定により読み替えて適用される第 24 条の 7 第 4 項を含む。）又は入札契約適正化法第 13 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第 11 条、第 19 条、第 40 条、第 40 条の 3 違反等がこれに該当するものとする。

(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合 建設業法第 29 条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

2 具体的基準より抜粋

(3) 事故

公衆災害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は 3 人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、原則として 7 日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、原則として指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、原則として 7 日以上とする。

工事関係者事故

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、原則として指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は 3 人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3 日以上の営業停止処分を行うこととする。

1. 「適切な安全管理活動」

発注者から示された工事安全施工技術指針や設計図書、仕様書等による施工条件を順守し、適切な安全施工を実施することは、受注業者として当然の責務であります。同時に、労働安全衛生法や刑法等関係法令を遵守して、安全管理の措置が不適切であると指摘されることもなく、適切に実施しながら安全に工事が施工されることも、受注業者として重要な責務であります。

安全管理の措置が適切であるためには、元方事業者・下請事業者・再下請事業者・職長・作業員などすべての工事関係者が、それぞれの立場と役割を自覚し互いに協力し合い、自主的に安全活動を推進することです。

このために、作業所長は、関係請官庁の指導による関係法令の遵守はもとより、会社の社内方針に従い、作業所で実施しようとする安全管理活動計画を明確に立て、すべての工事関係者の理解と協力のもとに確実に推進することが肝要であります。

2. 重要な安全管理活動の記録書類と監督官庁及び発注者の理解

日頃、実施している安全管理活動の状況を示す記録書類ですが、業務の繁忙さに追われて、ついこまめな記入を怠り、整備不良のまま推移してしまうことがあります。

事故が発生した後、警察署ならびに労働基準監督署からの関係者の取り調べと関連して、これらの書類は、実施している安全管理状況の適・不適を判断する重要なポイントとなります。

取り調べに際し、限られた短い時間内で、なおかつ口頭により、日頃実施している安全管理活動の状況を取り調べ官に対して、十分な理解と納得が得られるよう説明することはなかなか難しいことでもあります。

従って日頃より、熱意を持って実施している安全管理活動の状況を、書類に「なぜ・いつ・どこで・なにを・だれが・どのように」と、具体的に記入し整理しておくことが望ましく重要なこととなります。

例えば、毎日実施している危険予知（KY）ミーティング日報に、指定通路の歩行とか、立ち入り禁止の範囲とか、安全帯使用作業の確認等々、具体的なルールを話し合い、参加者がそれぞれサインをし合ったものなどです。

日頃の作業が、工事関係者の役割と責任を明確にしながら、適切な指示と指導のもとに、かつ、関係者全員に理解と周知がなされて進められている様子、つまり「適切な安全管理活動の実施」が説明出来るようにしておくことが極めて肝要なことであり、安全管理活動の状況を示す資料により安全管理措置の適切性について、積極的に監督官庁及び発注者の理解を求める努力をすべきです。

その際必要となる、安全管理活動の実施状況を記録した、書類を以下に列記しました。

3. 安全管理活動状況の記録書類

1. 安全衛生管理計画等安全管理の活動状況関係

- (1) 全工期工程別安全管理計画（月別・週間別）(2) 災害防止協議会編成表、議事録 (3) 安全衛生活動計画

2. 重層請負関係及び関係請負人の把握関係

- (1) 施工体制台帳 (2) 施工体系図 (3) 全建統一様式で定めた提出書類
建設業法、雇用改善法等に基づく届出書（変更届） 下請業者編成表 作業員名簿

3. 安全施工サイクル関係

- (1) 作業及び安全衛生工程打合わせ日報、安全日誌
- (2) 作業予定報告書、作業連絡・調整・安全指示書
- (3) 危険予知（KY）ミーティング日報

4. 施工計画書計画届、作業手順書関係

- (1) 施工計画書 (2) 計画届け (3) 作業手順書、作業標準書、施工要領書

5. 安全点検関係

- (1) 統括安全衛生責任者巡視結果記録(2)始業時点検、定期点検、自主点検結果記録
- (3)安全衛生パトロール結果報告、是正確認報告書

6. 安全教育関係

- (1) 新規入場者教育(2)特別教育実施報告書(3)半日教育実施報告書(4)その他安全衛生教育実施

7. 労働安全衛生マネジメントシステムに基づく活動(リスクアセスメント)記録

8. その他

- (1) 安全大会記録、安全行事関係記録

参考資料

〔悪天候解釈例規〕

<p>「強風」とは、10分間の平均風速が毎秒10m以上の風をいう。 「大雨」とは、1回の降雨量が50m以上の降雨をいう。 「大雪」とは、1回の降雪呈示25cm以上の降雪をいう。 「中震以上の地震」とは、震度階級4以上の地震をいう。</p>	(昭和34.2.18 基発第101号)
<p>「暴風」とは、瞬間毎秒30m以上の風をいう。</p>	

悪天候時の規制等一覧表

規制(条文)			大雨	大雪	中震以上の地震
	強風	暴風			
<安衛則>					
358-(1) 明り掘削前の点検					
373 土止め支保工の点検					
382-(1) ずい道等の建設の作業前の点検					
382の2 ずい道等の建設の作業における可燃性ガスの濃度測定					
396 ずい道支保工の点検					
401 採石作業前の点検					
483 造林等の作業禁止					
496 木馬又は雪そりによる運材の禁止					
510 林業架線作業の禁止					
511 林業架線設備の点検					
517の3 鉄骨の組立て等の作業の禁止					
517の6 木造建築物の組立て等の作業禁止					
517の10 コンクリート造の工作物の解体等の作業の禁止					
522 高さ2m以上の箇所での作業禁止					
564 足場の組立て等の作業の禁止					
567、655 足場の点検					
575の7 作業構台の組立て等の作業の中止					
575の8 } 作業構台の点検					
655の2 }					
<クレーン則>					
31 クレーン作業の中止					
31 ジブクレーンのジブの固定等の措置					
33 (3) クレーンの組立て等の作業の禁止					
37 屋外のクレーン点検					
74 移動式クレーン作業の中止					
74 移動式クレーンのジブの固定等の措置					
116 デリックの破損防止措置					
116 デリック作業の中止					
118 (3) デリックの組立て等の作業の禁止					

122	デリックの点検					
152	屋外のエレベーターの倒壊防止措置					
153	屋外のエレベーターの組立て等の禁止					
156	屋外のエレベーターの点検					
189	建設用リフトの倒壊防止措置					
191	建設用リフトの組立て等の禁止					
194	建設用リフトの点検					
<ゴンドラ則>						
19	ゴンドラを使用する作業の禁止					
22	ゴンドラの点検					
<安衛則>						
245	型枠支保工等の作業の中止					

(注) 印は悪天候後の処理。 印は予想されるときも含む。
 印は大雨等。「等」には水道管の破裂による水の流入等が含まれること(昭和40.2.10 基発第139号)
 印は毎秒35mを超えた場合。
 印は地下に設置されているものを除く。

平成元年 2月	作成
平成元年 10月	改訂
平成 2年 9月	改訂
平成 3年 9月	改訂
平成 4年 9月	改訂
平成 6年 9月	改訂
平成 7年 9月	改訂
平成 11年 3月	改訂
平成 21年 3月	改訂

社団法人 日本土木工業協会
安全・労働委員会